

2024年8月8日



各 位

会 社 名：東京エレクトロン株式会社
代表者名：代表取締役社長 河合 利樹
(コード番号：8035 東証プライム市場)
問合せ先：コーポレートガバナンス部長 真藤 誠
(TEL 03-5561-7000)

国内外の当社グループ役職員に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、下記のとおり、当社および国内外のグループ会社（以下「対象会社」といいます。）の取締役、コーポレートオフィサーおよび執行役員をはじめとした幹部・中堅社員を対象とするグローバルで共通のインセンティブプランとして、2018年より導入している株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を2024年において継続することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、対象会社の取締役（社外取締役を除く。）、コーポレートオフィサーおよび執行役員をはじめとして幹部・中堅社員に対して、グローバルな枠組みの下で当社グループの中期的な業績向上への意識を高めること、および株式保有を通して株主目線を共有し、企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、会社業績との連動性が高いインセンティブプランとして、2018年より本制度を導入しております。当社においては社員、とりわけ幹部・中堅社員が、経営者と同様の目的意識をもって、言わば起業家精神に基づき、経営者と一体感をもって当社の経営目標を実現しようとする中で、当社にダイナミズムとバイタリティをもたらしております。この点に鑑み、取締役（社外取締役を除く。）、コーポレートオフィサー、執行役員および幹部・中堅社員が一体となって、当社の事業が位置する市場における事業目標、財務目標だけでなく、資本市場においても特定の高いレベルの目標を実現しようとすることを意図し、本制度を継続いたします。
- (2) また、当社は、社外取締役を対象に、経営の監督のみならず、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待する役割に、より整合した報酬体系とすること、株主の皆さまとのより一層の利益の共有を図ることを目的として、非業績連動の株式報酬制度を2020年より導入しており、2024年も継続いたします。
- (3) 対象会社の取締役および当社のコーポレートオフィサー（以下「対象取締役等」といいます。）を対象とした本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬

(Performance Share) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を対象者に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。なお、以下の対象者の区分に応じて、2つのBIP信託を設定することとします。

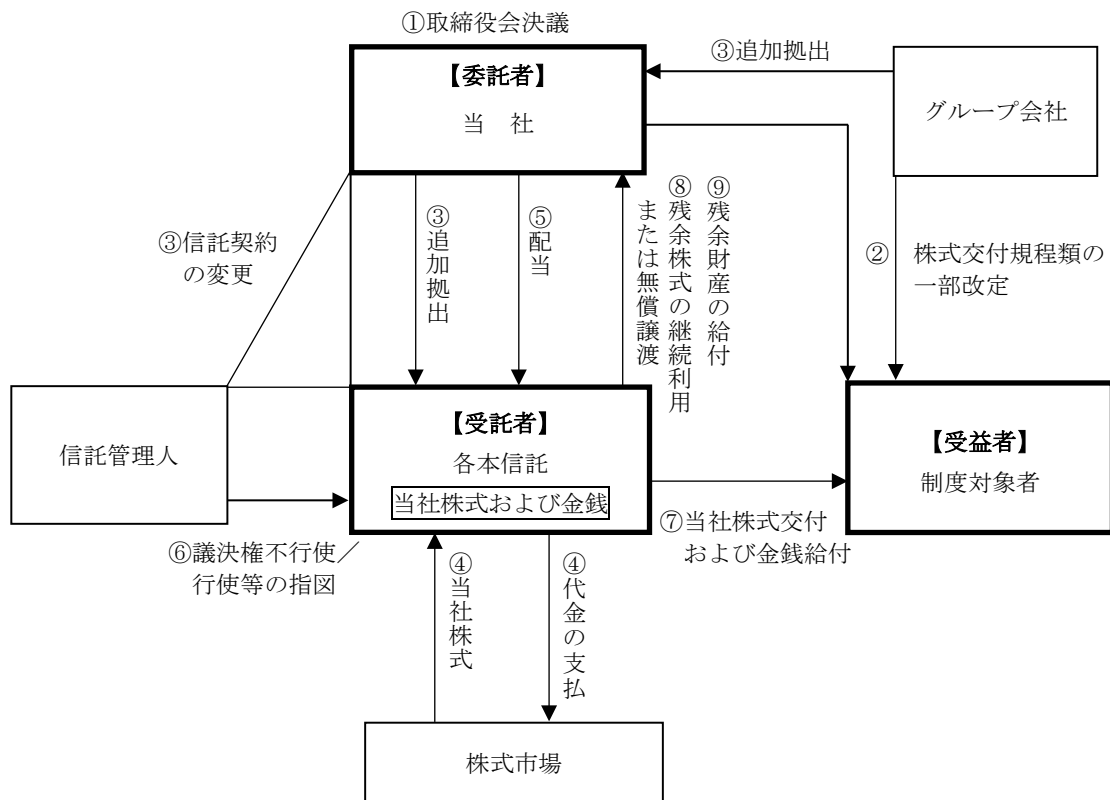
BIP信託Ⅰ：当社取締役およびコーポレートオフィサー

BIP信託Ⅱ：グループ会社の取締役

また、対象会社の執行役員をはじめとした幹部・中堅社員（以下「対象社員」といい、対象取締役等とあわせて「制度対象者」といいます。）を対象とした本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした社員インセンティブプランであり、対象社員の職位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を交付等する制度です。

- (4) なお、本制度の継続にあたり、BIP信託およびESOP信託への信託金の追加拠出、および株式市場からの当社株式の追加取得はおこないません。

2. 本制度の概要



	BIP 信託 I・II	ESOP 信託
①	当社は、本制度の継続に関し、取締役会の決議を得ます。	
②	各対象会社は、本制度の継続に当たり、株式交付規程類を一部改定します。	
③	当社は、受託者・信託管理人との信託契約を変更し、受益者要件を満たす当社取締役およびコーポレートオフィサーを受益者とする BIP 信託 I、受益者要件を満たすグループ会社の取締役を受益者とする BIP 信託 II、受益者要件を満たす対象社員を受益者とする ESOP 信託（以下「本信託」と総称します。）それぞれの信託期間を延長します。加えて、各対象会社は、延長前の信託期間の末日時点における信託財産内の当社株式（制度対象者に付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭の残存状況を勘案し、必要に応じて、当社株式の追加取得のために、各本信託へ信託金の追加抛出をおこないます。なお、追加抛出は、本信託の設定に先立って開催された各対象会社の株主総会の決議の範囲内とします。	
④	各本信託の延長にあたり、信託管理人の指図に従い、必要に応じて、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭および③の追加抛出金により当社株式を株式市場から取得します。	
⑤	各本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当がおこなわれます。	
⑥	各本信託内の当社株式については、議決権を行	本信託内の当社株式については、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
⑦	株式交付規程類に従い、制度対象者に役員等および業績目標達成度に応じたポイントが付与されます（社外取締役には固定数のポイントが付与されます）。制度対象者が受益者要件を満たした場合、当該ポイント数に応じた当社株式および換価処分金が各本信託から交付および給付されます。	
⑧	信託期間満了時に残余株式が生じた場合、本制度または同種の株式交付制度のために本信託を継続利用するか、残余株式を当社に無償譲渡する予定です。	
⑨	本信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内で当社に帰属予定です。	

(ご参考)

【信託契約の内容】

	BIP 信託 I	BIP 信託 II	ESOP 信託
① 制度対象者	当社取締役(社外取締役を含む)・コーポレートオフィサー	グループ会社取締役	対象社員
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)		
③ 信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与		
④ 委託者	当社		
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)		
⑥ 受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者		
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)		
⑧ 信託契約日	2018年8月1日 (2024年8月9日に信託期間を延長する旨等の変更契約を締結予定)		
⑨ 信託の期間	2018年8月1日～2024年8月31日 (2024年8月9日の変更契約により、信託期間を2027年8月31日まで延長予定)		
⑩ 制度開始日	2024年8月9日(予定)		
⑪ 議決権行使	行使しない		行使する
⑫ 帰属権利者	当社		
⑬ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。		

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上